

兵高教組 調査情報
 2018年5月15日 4号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
 TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

4月から給料が変わりました 引き上げ分 と 引き下げ分

県「行革」による給料カット解消!

しかし、まだ残る地域手当15%カット 4月と3月の給料の差はなぜ?

みなさんは毎月、給与の明細を見えていますか。今は昇給が年1回(1月)だけで、それ以外の月は特殊勤務手当の額が違うぐらいなので、あまり詳しく見ていない人も多いのではないのでしょうか。先月は、昇給するわけでもないのに給与改定通知がついていました。なぜでしょう? また、なぜ3月と4月の給料に差があったのでしょうか? どこがなぜ違うのかを見ていきます。

支 払 明 細 書

支給年月	所属コード	職員番号	氏名	表級号給	給料表額・差				
平成30年4月				7-02-156	443324 6136				
給料(調整額)	扶養手当	地域手当	住居手当	初任給調整手当	通勤手当	単身赴任手当	管理職手当	特殊勤務手当	農林漁業 及指導手
449460	10000	20216							
① 地勤手当	④ 地手当	寒冷地手 (薪炭加)	② 超過勤務手当	夜勤手当	宿日直手当	管理職員特 別勤務手当	期末手当	勤勉手当	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

①給料の「行革」カット解消(一般職) [4月に改善]

当初は「5年間」と県当局が提案した「行革」による給料のカットが、10年続いてやっと終了しました。17確定(注1)の成果です。その結果、「給料(調整額)」の欄には、右上の「給料表額・差額」の欄の合計額がそのまま記載されることになりました(これで当たり前なのですが)。例えば、給料月額が350,000円で5%加算の人ならば、0.7%のカットがなくなるので2,500円程度の改善になります。カット解消の中身は、右の通りです。

一時金の 役職加算(注2)	カット (減額率)	2018年 4月から
10%加算の人	0.9% ↗	減額なし
5%加算の人	0.7% ↗	減額なし
加算なしの人	16確定 減額なし	→ 減額なし

(注2)役職加算は号給で決められています。
 10%加算：2-141以上
 5%加算：2-55以上 1-63以上 技労87以上

(注1)「17確定」とは、2017年度の賃金権利確定交渉のことです。民間企業の賃金は春闘で決まりますが、地方公務員の賃金は人事委員会の勧告を受けて、秋の交渉で決まります。これを「確定」「確定交渉」と言います。

②地域手当は1.5%削減されたまま(全員) [4月と3月は同じ]

県当局は、「行革」カット解消と言いながら、地域手当の1.5%削減は残したままです。17確定では、「来年度(2018年度)の公民較差を見て判断する」という回答で、秋まで毎月平均で6000円程度が削減されたままというこ

とになります。この分は、当然公民較差に反映されるはずですが、しっかり注視して18確定で完全に解消させなければなりません。現在の地域手当支給率は、以下の通りです。

勤務地	2017年4月～2018年3月	2018年4月
神戸 尼崎 西宮 芦屋 伊丹 宝塚 川西 明石	支給率 9.25% ↗ 17確定 9.4% →	9.4%
姫路市	支給率 6.25% ↗ 17確定 6.4% →	6.4%
その他の地域	支給率 4.25% ↗ 17確定 4.4% →	4.4%

③水準調整800円は削減(全員)

昨年度の公民較差の解消のために行われた水準調整(給料表額を一律に800円上乘せ)は、昨年度限りのものでした。4月は3月よりも給料が800円下がっています。公民較差解消のための措置をやめたことによって、今の私たちの賃金は無理やり民間よりも低くさせられていることになります。ただし、現給保障の対象者で水準調整しても現給保障額に達しない場合は、水準調整がされていないので、4月に800円減額にはなっていません。

④扶養手当改定(扶養家族がある人)

子の扶養手当の引き上げと配偶者などの扶養手当の引き下げを段階的に行うことが16確定で決まっています。昨年度は、この扶養手当の引き上げを1年前倒しすることで、公民較差0.4%分の解消に充てられました。そのため、4月に変わるのには配偶者などの扶養手当の引き下げだけということになります。扶養手当の支給額は、以下の通りです。

被扶養者	2017年4月～2018年3月	2018年4月
配偶者	10,000 ↘	6,500
子	8,000 ↗ 17確定 10,000 →	10,000
配偶者・子以外	6,500 →	6,500
配偶者がいない場合、 扶養親族のうち1人のみ	子 10,000 子以外 9,000 ↘	上記と同額

⑤現給保障の減額(2006「給与構造改革」現給保障者)

17確定で、2006「給与構造改革」と2015「総合的見直し」の現給保障の廃止が提案されました。かなり押し戻しましたが、4月から「給与構造改革」の現給保障額のうち1/4が削減されています。現給保障が続いているのは、引き下げられた給料表の額が10年たっても当時の給料額に追いついていないからです。「総合的見直し」の分と合わせて、現給保障を廃止させないことは18確定の重要課題のひとつです。

⑥臨時講師2級適用要件緩和(臨時講師)

4月から、臨時講師の2級適用要件のうち年齢要件の「45歳以上」が「44歳以上」に緩和されています。44歳で適用時は2級55級、45歳以上で適用時は2級57号給となります。

県「行革」による地域手当1.5%削減を、完全復元させましょう!
「総合的見直し」に伴う地域手当の引き上げを完成させましょう!

一緒に賃金・権利の改善をすすめましょう。あなたも高教組へ。